

ウマイ話には裏があるかも…

Case1 マルチ商法

販売組織の会員になって商品を販売すれば、紹介料がもらえるという商法。商品購入後に「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法も。

だまされないために…

- ・「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない！
- ・友達に誘われてもきっぱり断る！

●実際は全くもうからず、商品と商品購入時のローン（借金）だけが残ることも！

●友人・知人を勧誘する仕組みのため、今度は自分が加害者に…



Case2 ネット広告をきっかけとしたトラブル

「誰でも簡単に稼げる」と書かれたSNS広告を見て情報商材^{*}を購入。その後、電話で勧誘を受けて高額な追加契約をしてしまったが全くもうからない。

※情報商材…投資、副業、ギャンブルなどで高額収入を得るためにノウハウなどと称して販売されている情報

だまされないために…

- ・SNSやネット上の「お得」「今がチャンス」などの広告を安易に信用しない。
- ・本来の目的と違う内容の契約を勧められた時は、その場の雰囲気で安易に契約しない。

消費者トラブルで困った時は

市消費生活センターへ相談ください！！

時間 8:30～17:15

※土日祝日・年末年始を除く

☎ 227-6054

注意することは？

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、民法では原則契約を取り消すことができるとしています（未成年者取消権）。全国の消費生活センターに寄せられた相談件数を見ると、成年になったとたん消費者被害が増えており、未成年者取消権が未成年者の消費者被害抑止の役割を果たしていることが伺えます。

成年年齢を18歳に引き下げた場合、18～19歳の人は未成年者取消権を行使することができなくなるため、悪徳商法などによる消費者被害の拡大が懸念されています。

契約をやめるには？

一度契約をしてしまっても、特定の取り引きで一定の期間内であれば無条件で契約をやめが出来る制度として「クーリング・オフ」があります。事業者などから強引な勧誘を受け、契約してしまった場合などに使えます。

取引形態	契約書を受け取った日から
訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス	8日間
エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス ※特定継続的役務7業種	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間

※通信販売や消耗品の使用した分は、原則クーリング・オフができません



民法改正

2022年4月1日から18歳で大人に！

成年年齢
引き下げで

変わること
わらないこと

「成年年齢引き下げ」はいつから？

明治時代から約140年間、日本での成年年齢は民法により20歳と定められていました。しかし近年、未来を担う若者の社会参加を促すため、選挙権年齢や国民投票の投票権年齢を18歳と定めるなどの政策が進められてきました。こうした流れを受けて民法が改正され、2022年4月1日から成年年齢が18歳に変わります。現在未成年の人は、生年月日によって新成人となる日が、次のようになります。

生年月日	成年となる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日から2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日から2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳

「成年年齢引き下げ」で何が変わる？

未成年の場合は、携帯電話を契約する・一人暮らしの部屋を借りる・クレジットカードをつくる・ローンを組むといったときに親の同意が必要です。しかし、成年に達するとこうした契約が自分一人でできるようになります。また、親権に服さなくなるため、住む場所や進路などを自分の意思で決めることができます。



一方、成年年齢が18歳になっても、飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限はこれまでと同様に20歳です。

18歳（成年）になったらできること

- ・親の同意がなくても契約できる（携帯電話の契約・ローンを組む・クレジットカードを作る・一人暮らしの部屋を借りるなど）
- ・10年有効のパスポートを作る
- ・公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
- ・女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に
- ・性同一性障害の人が性別の取り扱いの変更審判を受ける

20歳にならないとできないこと（これまでと変わること）

- ・飲酒をする・喫煙をする
- ・競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券（馬券など）を買う
- ・養子を迎える
- ・大型・中型自動車運転免許の取得



